

該当するものを○で囲む

該当するものを○で囲む

個人の場合は、住民票もしくは運転免許証のとおり氏名を記入し個人印
法人の場合は、登記簿謄本のとおり法人名称、役職および代表者氏名を記入し代表者印（法務局に登録した印）を押印

該当するものを○で囲む

申請書の提出年月日を記入する

登録申請者所在地と異なる場合は、賃貸借契約書等の写しを添付する必要があります

個人の場合の氏名および住所欄は、住民票もしくは運転免許証のとおり。
法人の場合の名称および所在地は、登記簿謄本のとおり記入ください。

該当するものにレ印をつける

更新の場合のみ記入する

※ 手数料 欄	
平成 27年 6月 25日	手数料 納入欄
一級	¥15,000
二級 木造	¥10,000

手数料納入日を記入

第五号書式(第二十条関係)(A4)

正 副 一級 二級 木造

建築士事務所登録申請書

(第一面)

〔記入注意〕
 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 登録申請者氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、印は、押印を省略することができます。
 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
 4 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。
平成27年 6月25日

登録申請者氏名 株式会社 山田建設 代表取締役 山田和夫 印

千葉県指定登録機関
公益社団法人千葉県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所	ふりがな 名 称	(かぶ) やまだけんせつ 株式会社 山田建設 二級建築士事務所		
	所在地	〒275-0000 習志野市鷺沼 2-3-0 電話 0472-99-0001 FAX 0472-99-0002		
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	二級建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>
	法人であるとき	ふりがな 名 称	(かぶ) やまだけんせつ 株式会社 山田建設	
		事務所 所在地	〒275-0000 習志野市鷺沼 2-3-0	
建築士事務所を 管理する建築士	ふりがな 氏 名	すずき いちろう 鈴木 一郎	登録番号	1234
	一級建築士、二級建築士又は 木造建築士の別	二級建築士	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	千葉県
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成23年11月20日	修了証番号	082E-12345
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 27年 8月 20日 千葉県知事登録 第 2-1008-9999 号			※ 審 査
新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 年 月 日 千葉県知事登録 第 号		

決算月 3月

二級又は木造の場合は、二級又は木造の文字を入れなければなりません。

建築士の免許証のとおり(旧漢字は旧漢字とする)記入

一級建築士の場合は記入不要

事業年度を記入する

添付書類 (口)

該当する欄にシ印を付ける

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入して下さい。

氏名 (旧漢字は旧漢字とする) ご記入
ください。個人印を押印する

氏 名	鈴木 一郎	印	生年月日	昭和33年 1 月 27日
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/>	登録 番号 1 2 3 4	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>		千葉県	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和55年 3月	〇〇建築専門学校・建築CAD科	卒業	
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	
	年 月～ 年 月			
	H18.4～現在に至る	株式会社 山田建設	取締役・建築部長 管理建築士	
	H15.4～H18.3	自営 (〇〇設計事務所)	設計補助 (図面のCAD化)	
H14.4～H15.3	〇〇設計事務所	所員		
申請書提出日までの略歴をすべて記入する				
自営の場合は「自営 (事務所名称)」を記入する				
管理建築士の方は「管理建築士」と記入する				

申請書の提出年月日を記入する

個人の場合は、住民票もしくは運転免許証のとおり（旧漢字は旧漢字とする）氏名を記入し個人印。
法人の場合は、登記簿謄本のとおり（旧漢字は旧漢字とする）法人名称、役職および代表者氏名を記入し代表者印（法務局に登録した印）を押印。
※署名でなくても可

添付書類（ハ）

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者（法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しない者）を誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称 印
(署名)

千葉県指定事務所登録機関
公益社団法人千葉県建築士事務所協会 様
記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当に行爲の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。また押印は省略できません。（法人の場合は法人登記登録印、個人の場合は認印）
2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

